

2011 年度 NGO 外務省定期協議会
第 4 回援助効果意見交換会 NGO 側議題案

1) 討議したい事項 (テーマ)

パリ宣言評価報告書について

2) テーマに関わる論点と主張

2010 年 12 月 28 日に「パリ宣言に関する評価報告書」が公開された。これは、パリ宣言の評価フレームワークの一環として行われるものであるが、日本がパリ宣言を「日本の ODA システムにおいてどのように解釈」し、その解釈を「日本の (ODA) 政策」にどのように反映させ、実行しているかを評価するものである。日本政府 (外務省や内閣府) がどのように政策文書において「パリ宣言」に対するコミットメントを示しているか、そしてその原則を実施し、他の援助関係者に対してもパリ宣言の原則に沿った実践が行われるように促しているかなどについて報告している。報告書はまた、これらの評価調査を踏まえて、日本の援助関係者がパリ宣言に対する認識を高めるようにすること、調和化と相互説明責任に対してもっと明確に取り組むべきである、などととしている。本報告書は、パリ宣言に対する日本の取り組みを示すもので、HLFIVでの議論に向けた重要な文書のひとつであろう。この理解から、本報告書について外務省と主に次の諸点に関し意見交換を行いたい。

- ① 総論として、外務省の本報告書に対する見解をお聞きしたい。
- ② 報告書は日本政府に対し、調和化と相互説明責任にもっと明確に取り組むために、ODA 大綱などの政策文書での明文化するなどの提案を行っている。昨年行われた「ODA のあり方検討 最終案」の中で ODA 大綱の見直しが見込まれているが、政治レベルではまだこの意思は示されていない。報告書はまた、国会議員を含む関係者に対しパリ宣言に対する認識を高めるように提案しているが、この意味からもパリ宣言の原則を踏まえて ODA 大綱を見直す予定があるかどうか、お聞きしたい。
- ③ 本報告書はパリ宣言に特化した評価報告書である。その一方で、援助効果向上に関する議論が、概念として「援助効果」から「開発効果」へ、対象についても CSO のみならず企業などの多様なアクターを巻き込むなど、広がりつつある。例えば、CSO は自らの「開発効果」についての議論を深め、人権重視や民主的オーナーシップなど開発の基本となる考え方を「イスタンブール原則」として整理してきた。前回の援助効果に関する NGO 外務省の意見交換会でも、これを議論し、日本政府も「原則」の意義を認めている。従って、日本政府は、釜山に向けて、CSO 開発効果の「イスタンブール原則」などを踏まえながら、人権に対する取り組みやパートナー国での民主的オーナーシップの促進に向けた取り組みの改善を図ることが、本評価報告書が期待するパリ宣言へのコミットメント (特にオーナーシップ、調和化、相互説明責任) につながるものと思うが如何か。

3) 所属するネットワーク NGO、およびネットワーク NGO との調整の有無
ODA 改革ネットワーク、日本国際ボランティアセンター (JVC)

4) 関連資料の有無

特になし。

所属 NGO の団体名 :

お名前 : 高橋清貴

お役職名 : ODA 改革ネットワーク世話人

ご連絡先 : TEL : 03-3834-2388 kiyo@ngo-jvc.net